

農業委員会議事日程

日 時：令和3年5月28日（金）午後1時30分
場 所：千曲市役所（新庁舎）302中会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
 2. 経過報告
 3. 会期の決定について
 4. 議事録署名委員の指名について
 5. 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
 6. 議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 7. 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 8. 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
 9. 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
(農地中間管理事業)
 10. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について
 11. その他
- 〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会長

1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名

事務局出席者

事務局長

中村 利信

事務局次長

大友 誠

農地係担当係長

宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長

本日は、お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。
ただ今から令和3年5月の総会を開催いたします。
それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。

議 長

(会長あいさつ)

中村局長

(経過報告)

議 長

ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

大友次長

(出席状況の報告)

議 長

定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長

まず、日程第3、会期の決定について、であります。議案の内容からして、本
一日で足りうると思っておりますので、本一日と決定したいが、ご異議ござい
ませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本一日と決定いたしました。

議 長

次に日程第4、議事録署名委員の指名について、であります。議長から指名する
に、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。
5番 北澤 眞理子 委員、6番 島田 孝 委員の両委員をお願いいたします。
それでは、日程第5、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、
を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

大友次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

なお、議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに該当の1番案件を審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、議事参与の制限に該当する6番 島田 孝 委員の退席を求めます。

……島田委員退席……

議長 それでは、1番案件について質疑・意見を一括してお受けいたします。
なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議長 進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件について原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、「議案第5号」1番案件は、原案のとおり可決されました。
ここで、議事参与の制限を解きます。

……島田委員 入室・着席……

議長 それでは、2番から8番案件について質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長 進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番から8番案件について原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、「議案第5号」2番から8番案件について原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第6、議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

10番伊藤委員

10番の伊藤です。1番案件について、担当委員と現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。

場所は市役所から南へ、150m程の所ですが、コンクリートの擁壁が両方向に既に出来ております。土地の約3分の1位に土が入ってしまっていて、そこには草が生えているような状態でした。雨水は地下浸透で、駐車場なので問題ないと思います。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号は、原案のとおり可決、決定されました。

続いて、日程第7、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

……担当委員報告……

2番岡田委員

2番岡田です。1番、2番案件について担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

この二つの案件は、奥さんの実家の土地に使用貸借権を得て住宅を建設する同一の案件ですが、実家の土地の登記名義が2名に分かれていたために、それぞれ申請した

ものです。場所は寂蒔区の国道 18 号線沿いの社会福祉法人〇〇から、50m程東側にある畑で、3筆の田に住宅を建設する申請です。周囲は西側・南側が道路で、東側が宅地、北側が奥さんの実家が所有する畑で、隣接農地耕作者の同意を得ております。法面は土留めを施し、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題ないと思います。

14 番保木野委員

1 4 番保木野です。3 番案件ですが、場所は国道 18 号線の栗佐北信号より、東へ 200m ぐらい入ったところの畑であります。東は道路、北は用水路、南は住宅で、西は農地で建物は農地から 3~5m 離して建てるという条件であります。北の用水路の法面は擁壁で、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題ないことを確認しました。

11 番嶋田委員

1 1 番嶋田です。4 番案件でございますが、あんず保育園から南へ 200m ぐらい行ったところでございます。東西南北それぞれ東と西が宅地、南にりんご畑、北側は市道になっております。したがって日影とか一切関係なく、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題ありません。

5 番案件ですが、倉科の土地ですが、父親の土地を借りて住宅を建設する物件です。場所は、お寺の東側 50m ぐらいの所ですが、東側に市道、西側に父親の畑、南側が父親たちが住んでいる実家、北側が宅地になっています。東西南北他人の農地がない状況で、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続、日陰の関係も問題なしで、この案件も特に問題ありません。

5 番北澤委員

5 番北澤です。6 番案件ですが関係委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

場所は国道 403 号線の稲荷山の元町の信号を東へ 200m 程行って、農協の稲荷山支所を南へ 150m 程行った場所です。南側、東側は住宅、北側は道路、西側は譲渡人の農地です。外周は L 型擁壁を設けて、土の流出を防ぐようになっています。雨水は地下浸透、排水は公共下水道にします。特に問題はないと思います。

8 番渡邊委員

8 番渡邊です。7 番案件ですが場所は、18 号バイパスの斉の森交差点から西に 100 m ぐらい行った場所です。北側の一部は、農地と国土交通省所有地に接してしまして、東側、南側は申請者が借りている畑で、西側も畑に接していますが、法面は何もしないということですが、土砂の流出の恐れはないとのこと。建物は、畑から北側 7 m、西側が 18m、南側は 14m 離して建設し、平屋建てであるので、日照などの問題はないと思います。汚水は、公共下水道、用水路は道路に一部接している所がありますが、影響ありません。特に問題ないと思います。

9 番緑川委員

9 番緑川です。関係委員で現地確認を行ってまいりました。8 番から 1 4 番まで続けて報告いたします。

まず 8 番案件ですが、場所は磯部の〇〇幼稚園の東 100m 程、国道 18 号線から西へ 100m 程のところ。住宅地の中であり、北側だけ農地に接しております。この農地の耕作者から同意を得ています。排水等も適切であります。

9 番、場所は戸倉駅南に 200m 程、しなの鉄道沿いの畑です。北側だけが農地に接

しておりますが、耕作者より同意を得ています。排水等も適切であります。

10番、場所は国道18号線、戸倉の信号から南東に50m程、国道18号線沿いで。周囲は全部住宅地であり、農地には接していません。排水等も適切であります。

11番、場所は戸倉小学校の北側100m程、住宅地の中に残された畑です。4面とも農地に接していません。排水も適切であります。

12番、場所は戸倉の創造館の東に接して、両方向住宅と道路です。農地には接していません。田であります。今現在草地になっており、草刈りがされています。排水等も適切であります。

13番、場所は大西線の六差路の東100m程、4つの農地に接しておりますが、それぞれ耕作者から同意が得られております。排水等適切であります。

14番、場所は五加線の千本柳と小船山の境から東へ50m程入ったところ。2カ所に分かれておりますが、接する農地耕作者3名から同意を得ております。排水等も適切であります。

4番栗原委員

4番栗原です。15番案件について報告いたします。場所は県道長野上田線の三本木の信号を東へ500m行きますと、そこに食品関連会社〇〇の建物がありますが、その前の市道を北へ300m行った住宅地内にある市道に面している土地であります。西側は、住宅で土留めが施してあります。南側も同じく、住宅で土留めが施してあります。北側は野菜用のビニールハウスで、耕作者の同意を得ています。土地は駐車場としての使用であります。問題ないと思います。

議長

担当委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括、お受けします。

13番高松委員

13番高松ですが、5番案件についてお聞きしますが、615㎡の土地の一部313㎡を転用する訳ですが、残った302㎡は畑のままになります。この場合登記簿上分筆しなければこの地番は、登記簿上地目は何になりますか。

宮坂担当係長

本来は業者が分筆して、登記すべきではあったんですが、許可を受けてから分筆することになっています。

分筆しなければ、現況地目が宅地と畑の1筆2評価ということになります。

13番高松委員

分筆しないと将来農地で残した部分も宅地にされてしまう恐れが考えられるので、分筆して対応した方が後々問題にならないと思います。

議長

他に、ご意見等ございませんか。

(進行の声あり)

議長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり可決、決定されました。

続いて、日程第8、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

大友次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

なお、議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに該当の6番、19番案件を審議いたします。

農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、議事参与の制限に該当する 8番 渡邊 菊 委員の退席を求めます。

……渡邊委員退席……

議 長

それでは、6番、19番案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、6番、19番案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第8号、6番、19番案件は、原案のとおり可決、決定されました。ここで、議事参与の制限を解きます。

……渡邊委員 入室・着席……

議 長

それでは、1番から5番、7番から18番、20番から21番案件について質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がありますので進行します。

質疑、意見を終結し、採決いたします。お諮りします。議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、1番から5番、7番から18番、20番から21番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第8号、1番から5番、7番から18番、20番から21番案件は、原案のとおり可決されました。

議 長

続いて、日程第9、「議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画 農地中間管理事業について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

大友次長

……朗読説明……

議 長

朗読説明が終わりました。それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がありますので進行いたします。質疑、意見を終結し、採決いたします。お諮りいたします。議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画 農地中間管理事業について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議 長

以上で、議事はすべて終了いたしました。続いて日程第10、「報告事項」について事務局から報告をお願いします。

大友次長

(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について

大友次長

(2)農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について

宮坂担当係長

(3)農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について

議 長

ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がありますので進行いたします。
続いて、日程第11、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

……説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
令和3年5月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後2時45分